

## 《訂正》

「確定申告の早見表（平成 30 年分）」記載誤りについて

—住民税・配偶者特別控除—

### 24 頁(最終頁)

「個人の(都)道府県民税・市(区)町村民税の所得控除額一覧表(平成 31 年度以後適用分)」のうち、『配偶者特別控除額』条件及び①②③の範囲。

【誤】・・・(記載が 30 年度適用分の内容となっておりました)

【正】・・・(訂正は次の下線部分です)

注) 下記は、納税義務者の合計所得金額が 900 万円以下の場合。900 万円、950 万円を超える場合は、控除額が異なります。(1000 万円を超える場合は適用不可)

配偶者の前年の合計所得金額（繰越損失控除前）が

- ① 38 万円を超え 90 万円以下・・・33 万円
- ② 90 万円を超え 120 万円以下・・・38 万円— (合計所得金額— 83 万 1 円) \*
- ③ 120 万円を超え 123 万円以下・・・3 万円

\* ( ) 内の金額が 5 万円の整数倍から 3 万円を控除した金額でないときは、( ) 内の金額は、そのうち、5 万円の整数倍から 3 万円を控除した金額の最大の金額とする。

なお、**所得税**の配偶者特別控除額は 18 頁に記載しております。

訂正してお詫び申し上げます。

日本税理士会連合会事業本部（編集）

日本税理士協同組合連合会（販売）